

## インターネット映像制作業務プロポーザル審査基準

### 1 選定方法

- (1) 提出された企画提案書等により、審査を行う。
- (2) 選定は、選定委員会において優先交渉権者1者を選定する。

### 2 審査基準

以下の各評価項目について点数化する。

#### (1) 評価点

評価点は、審査項目ごとに評価する。審査項目は、以下のとおりとする。

##### ア 企画提案内容

- ・提案内容はプロポーザルの実施趣旨や映像制作業務の目的とマッチしているか。
- ・提案内容は綿密に練られたもので、本業務に積極的に取り組む姿勢が伺え、映像制作に対する創意・工夫などが主体性を持って盛り込まれているか。

##### イ サンプル映像

- ・企画提案で示された内容が映像に反映され、企画力や編集・カメラワークのセンス等の映像制作力を有するか。
- ・タイトルやロゴが分かりやすく、親しみのあるもので、映像内容をインパクト強く表しているか。
- ・市民の興味・関心を引き参加などの行動につながるような映像となっているか。
- ・娯楽だけでなく、行政映像としての責任、倫理を理解しているか。

##### ウ 業務実施スケジュール・体制

- ・映像制作が実現可能なスケジュールや社内体制となっており、映像制作の実績は十分か。
- ・制作の過程で市側と綿密なやり取りができ、さらに市側の業務の省力化が図られているか。

#### (2) 価格点

価格点は、別途選定委員会が定める計算方法において算出する。

### 3 選定

優先交渉権者は、評価点及び価格点の総合計点の最高得点者となる。なお、評価点及び価格点の総合計点が同点の場合は、出席した委員の過半数で決定する。